

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- ◇規 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- 鳥取県営武道館の管理に関する規則

規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例(昭和四十六年三月鳥取県条例第十八号)の施行期日は、昭和四十六年六月十五日とする。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

青年の家

使用料その他の歳入金の収納に関する事

務

を

青年の家

使用料その他の歳入金の収納に関する事務

に改め

武道館

使用料その他の歳入金の収納に関する事務

る。

附 則

この規則は、昭和四十六年六月十五日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条社会教育課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第五章中第十七条を第二十一条とし、同章を第六章とし、第四章第十六条中「及び各教育事務所」を「各教育事務所及び武道館」に改め、同条を第二十条とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 武道館の組織

(武道館の設置)

第十六条 事務局に、武道館を置く。

2 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県営武道館	鳥 取 市

3 武道館に、庶務係及び指導係を置く。

(武道館の分掌事務)

第十七条 武道館においては、武道館の管理に関する事務をつかさどる。

(武道館の職制及び職務)

第十八条 武道館に館長を、係に係長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、武道館に館長補佐を置くことができる。

3 館長は、上司の命を受け、館務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

5 館長補佐は、館長をたすけて、館務に従事し、館長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(館員の分担事務)

第十九条 館員の分担事務は、館長がこれを定め、そのつど教育長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「所長」の下に「・館長」を、「所長補佐」の下に「・館長補佐」を加える。

鳥取県営武道館の管理に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県営武道館の管理に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県営武道館(以下「武道館」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 武道館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができ。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申請等)

第四条 武道館を貸切りの方法で利用しようとする者又は会議室を利用し

ようとする者は、様式第一号による許可申請書その利用の前七日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 武道館を貸切り以外の方法で利用しようとする者の利用の許可の申請については、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を貸切りの方法で利用する者又は会議室を利用する者に対しては様式第二号による利用許可書を、貸切り以外の方法で利用する者に対しては様式第三号による利用券を交付するものとする。ただし、武道館の弓道場を貸切り以外の方法で利用する者に対する許可書の交付については、教育委員会が別に定めるところによる。

第五条 武道教室による武道館の利用をしようとする者は、様式第四号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、武道教室による武道館の利用の許可をしたときは、その者に対し、様式第五号による参加証を交付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、武道教室の実施に關し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

(利用の制限)

第六条 教育委員会は、武道館を貸切りの方法で利用させるためその他武道館の管理上必要があるときは、その利用を制限することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により利用の制限をする場合に準用する。

(使用料の減免)

第七条 条例第四条第二項の規定による使用料の減免は、武道の振興を図るため教育委員会が特に必要があると認めたとときに限り行なうことが

きる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、様式第六号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(監督)

第八条 教育委員会は、武道館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、武道館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。(利用の許可の取り消し)

第九条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- 二 前条の命令又は指示に従わないとき。
- 三 その他武道館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第十条 利用者は、武道館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(事故の発生届出)

第十一条 利用者は、武道館の利用に際し事故が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

鳥取県営武道館道場貸切利用(公営施設利用)許可申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営武道館を利用したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊤

道場の種類	柔剣道場、補助道場、弓道場			
※ 利用の目的				
入場料徴収の有無	有・無	入場料の額	円	
※ 入場者予定人員				
利用の期間	年 月 日	時 分から	時 分まで	日 時
会場責任者	※ 暖房の要否		要・否	
備 考				

- 備考
- 1 道場の種類欄は、利用しようとする道場を○印で囲むこと。
 - 2 柔剣道場の半面を利用しようとする場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
 - 3 会議室を利用しようとする場合は、※印欄のみ記入すること。

様式第2号

鳥取県営武道館道場貸切利用(会議室利用)許可書

住所氏名 殿

次のとおり鳥取県営武道館の利用を許可します。

年 月 日 職 氏 名 (印)

道場の種類 又は会議室	
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料の額	円
摘要	

様式第3号

その1 当日利用券

No. 利用券控

No. 利用券

鳥取県営武道館の利用を許可します。

年 月 日

¥ _____

鳥取県営武道館

裏

- この券に傾収印のないものは使えません。
- この券が使えるのは、本日だけです。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

(縦4センチメートル 横9センチメートル) 備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- 幼児、児童又は中学校の生徒.....小
 - 高等学校の生徒.....高
 - 学生又は一般人.....一般
2. 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2

1 簡 月 利 用 券

表

No. ○ 利用券控 ¥ _____	○ No. _____ 年 月 日発行 利 用 券 鳥取県営武道館の利用を許可します。 年 月 日から 年 月 日まで ¥ _____ 住 所 名 _____ 年 令 _____ 才 鳥取県営武道館
-------------------------------------	---

裏

- 1 この券に領収印のないものは使えません。
- 2 この券は、入館するとき係員にみせてください。
- 3 この券は、記名者のほかは使用できません。
- 4 この券は、武道館が貸切り等で利用されているときは、使用できないことがあります。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この券をなくしたり、やぶつたり、よごしたときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル 横11センチメートル)

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 幼児、児童又は中学校の生徒..... ○ 小

(2) 高等学校の生徒..... ○ 高

(3) 学生又は一般人..... ○ 一般

2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第4号

鳥取県営武道館武道教室利用許可申請書

職 氏 名 殿

次のとおり武道教室による鳥取県営武道館の利用をしたいので、許可して
くださるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

㊦

種 目	コース	第 学年	
学校名又は勤務箇所			
性 別	男 ・ 女	年 令	才
摘 要			

様式第5号

<p>Na ○</p> <p>武道教室参加証控</p> <p>表</p> <p>¥ _____</p>	<p>Na _____</p> <p>年 月 日発行</p> <p>武道教室参加証</p> <p>武道教室の参加を許可します。</p> <p>種目 _____ コース _____ ¥ _____</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 年令 _____ 才 _____</p> <p>学校名(勤務先) _____</p> <p>教室期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 時間</p> <p>鳥取県営武道館</p>
---	--

- 裏
- 1 この参加証に領収印のないものは使えません。
 - 2 この参加証は、表に書いてある武道教室に参加するときのほかは使用できません。
 - 3 この参加証は、入館するとき係員にみせてください。
 - 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
 - 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
 - 6 この参加証をなくしたり、やぶつたり、よごしたときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル 横11センチメートル)

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 幼児、児童又は中学校の生徒..... ○小
- (2) 高等学校の生徒..... ○高
- (3) 学生又は一般人..... ○一般

2 武道教室参加証に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第6号

鳥取県営武道館使用料減免申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営武道館の使用料を減免してくださるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊟

道場の種類又は会議室	
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
使用料の額	円
減免申請の額	円
減免を必要とする理由	